

平成29年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名：河川砂防課
 担当名：河川砂防情報システム
 内線：5128 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B111	水防情報システム整備費			一般会計	土木費	河川費	水防費	水防情報システム整備費	
事業期間	昭和56年度～	根拠法令	水防法	宣言項目		03	大地震など危機への備えの強化		
				分野施策		020518	治水・治山対策の推進		
1 事業概要				5 事業説明					
洪水による被害から県民の生命及び財産を守るため、県内の河川水位や雨量を把握しておくことは水防法に基づく水防活動の根幹をなすものである。また、これらのデータを水防関係者に伝達することや一般県民向けに情報公開していくことは、洪水による被害を軽減することに繋がることとして、普遍的必須の事業である。以上の目的達成のため、「水防情報システム」の維持管理を行う。 国費内定差に伴う減額 (2) 水防情報システム改修費 △29,380千円 事務費の節減による減額 (1) 水防情報システム整備費 △303千円				(1) 事業内容 ア 水防情報システム整備費 観測局運営、観測局電気料金、気象情報提供料、各局点検委託料、通信料等 55,935千円 イ 水防情報システム改修費 水防情報システム改修工事 136,964千円 ウ 官民連携河川情報活用費 河川情報公開委託 419千円 (2) 事業計画 ア 水防情報システム機器(河川分)の維持管理 イ 水防情報システム改修(平成27年度～平成29年度) 統括局(河川砂防課) 1局 監視局(県土整備事務所・総合治水事務所) 13局 観測局 水位・雨量観測局 43局 水位観測局 101局 雨量観測局 55局 監視カメラ局 20局 (3) 事業効果 洪水による人的、物的被害を軽減することができる。 (4) その他 水防活動のため、雨量水位の観測データや気象情報を迅速かつ正確に伝達する必要がある。特に水防警報河川は基準となる水位を超えた場合に、水防法に基づき関係者へ通報し公表する義務がある。 (5) 国費内定差に伴う減額 △29,380千円 事務費の節減による減額 △303千円					
2 事業主体及び負担区分									
(1) 水防情報システム整備費(県10/10) (2) 水防情報システム改修費(国1/2・県1/2) (3) 官民連携河川情報活用費(県10/10)									
3 地方財政措置の状況									
(1) システム整備費・官民連携 一部 充当率90%(通常分90%、財対分0%) 交付税措置なし (2) システム改修費 充当率90%(通常分50%、財対分40%) 交付税措置(財対分50%)									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
(1) 事業に係る人件費 1,900千円(0.2人) (2) 組織の新設、改廃及び増員 なし									
予算額		財源内訳						一般財源	補正後の 予算額
決定額	△29,683	国庫支出金	△14,690	県債	△15,000			7	163,635
現計額	193,318		68,482		83,000			41,836	